資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

1 実施事項

栗原市が発注する競争入札において、入札の公平性を欠くおそれがある一定の資本関係 又は人的関係(以下「系列関係」という。)にある複数の者の同一入札への参加は認めな いこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、下記2に掲げる系列関係の基準に該当するとき は、下記3に掲げる取扱いとする。

2 系列関係の基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係

- ア 親会社と子会社(会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社をいう。 以下同じ)の関係にある場合
- ※ 会社Aが他の会社Bの総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、会社Aは会社Bの親会社であり、会社Bは会社Aの子会社となる。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係

- ア 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第 4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)
 - ※「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。) の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、執行役 員、監査役、監事及び事務局長は、含まない。
- イ 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1又 は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員と夫婦関係にある場合
- エ 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の役員と親子又は兄弟姉妹の 関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合

(3) その他の関係

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 系列関係の基準に該当する場合の取扱い

(1) 入札無効等に関する取扱い

系列関係の基準に該当する複数の者のした入札は、栗原市財務規則第95条第5号に規定する「入札に関する条件に違反した者の入札」として無効とする。

共同企業体の場合、系列関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士である ときは、いずれか1企業体のみの入札参加とする(系列関係にある者同士が同一の共同企 業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

(2) 指名停止に関する取扱い

系列関係の基準に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列関係に該当する者については、有資格業者に対する指名停止の対象とすることができる。

4 系列関係の基準に関する届出

入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請を行う者は、申請書とともに資本関係 又は人的関係がある者に係る申告書(別紙様式)を提出しなければならない。

また、当該届出内容に変更(新規該当、非該当、届出内容の変更)が生じたときも、変更後速やかに、資本的関係又は人的関係がある者に係る申告書を提出しなければならない。

5 系列関係に関する情報の取扱いについて

- (1) 有資格業者から、自らの入札参加資格に関し、系列関係としての状況について照会があった場合は、当該者に関係する部分についてのみ、情報を開示するものとする。
- (2) 系列関係の情報は、発注者の入札執行事務に使用するものとする。

6 公告等への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないことを条件として明示するものとする。

7 留意事項

入札参加者が当該基準に該当する場合に、基準に抵触しないようにする目的で辞退する 者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

なお、基準に該当する業者のうち一者を除き辞退した場合は、残った一者の入札は有効となる。

8 適用

この基準は、平成30年9月14日以降に公告等を行う入札から適用する。